

令和5年12月27日作成

日本学生支援機構奨学金 特に優れた業績による奨学金返還免除制度**「博士前期課程（修士課程）内定制度」申請要項**

【令和6年4月博士前期課程進学予定者用】

日本学生支援機構「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」とは、大学院において日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合に、貸与終了年度の申請に基づき、奨学金の貸与総額の全額または半額の返還が免除される制度です。

「博士前期課程（修士課程）内定制度」とは、貸与終了時に決定するこの「特に優れた業績による返還免除制度」の候補者を、博士前期課程（修士課程）進学時に内定する制度です。この度、令和6年4月に本学大学院工芸科学研究科 博士前期課程に進学する意欲のある者を対象に、返還免除内定候補者を以下のとおり募集します。内定者として決定された者は、貸与終了年度の申請に基づき、正式に返還免除（全額免除又は半額免除）候補者として推薦されることが決定します。

1. 申請資格

令和6年4月に本学大学院工芸科学研究科 博士前期課程に進学予定で、かつ、令和6年4月より日本学生支援機構第一種奨学金を利用する予定の者。（申請時点で入試未出願又は入学手続が済んでいない人も申請可能です。令和6年秋入学予定者は申請資格がありません。）

2. 対象者の要件

下記の全てを満たす者。

- ①申請時点で高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金及び授業料等減免）の適用を受けていること^{注1}。又は、住民税非課税世帯^{注2}であること。
- ②「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）^{注3}」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」への進学を希望していること。
- ③将来、②の分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができると認められること。

（注1）申請時点で家計基準に基づく支援区分の見直しにより身分が「停止中」の人は対象外。一方、身分が「停止中」であっても、当該停止の理由が家計基準に基づく支援区分の見直しによるものでない場合は、本内定制度の対象者となります。

（注2）申請者及び生計維持者（原則として父母（2名））の課税証明書により、全員の令和5年度市町村民税所得割額が非課税（0円）であることが確認できる世帯。

（注3）「情報・AI、量子、マテリアル」以外の分野でも、「科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出する」場合は、「科学技術イノベーション創出に寄与する分野」に該当します。このことから、本学大学院工芸科学研究科博士前期課程に進学する者は全員、②の要件を満たしているものとみなします。

3. 推薦予定人数

最大 11名

※大学が推薦した者全員が返還免除内定者として決定される訳ではありません。

4. 申請方法

(1) 申請書類の提出

「1. 申請資格」及び「2. 対象者の要件」を確認の上、下記の申請期間内に「5. 提出書類」を学生支援・社会連携課経済支援係窓口に提出してください。郵送提出する場合は、申請期間最終日の17時必着で、追跡可能な郵便種別で提出してください。

申請期限後は一切受付できません。やむを得ない事情により上記期間中に申請できない場合は、事前に学生支援・社会連携課経済支援係へご相談ください。ただし、どのような事情であっても期間後の相談は一切受付できません。

申請期間	令和6年1月9日（火）～令和6年1月19日（金） 各日8:30～17:00（土日祝日除く）【期限厳守】
提出先	学生支援・社会連携課経済支援係 3号館1階 (郵送先住所は3ページを参照してください。)

(2) スカラネットへの入力

申請期間内に不備の無い書類を提出した人に対し、1月29日（月）までに、本学よりメールでIDとパスワードを通知しますので、1月31日（水）までに日本学生支援機構のサイト（スカラネット）より、「スカラネット入力下書き用紙」に基づき返還免除内定制度の申込を行ってください。

5. 提出書類

提出書類	対象者	
	本学学部出身者	他大学出身者
令和6年度 京都工芸繊維大学 日本学生支援機構 特に優れた業績による奨学金返還免除制度「博士前期課程（修士課程）内定制度」申請書（様式1） ※申請書の記載内容に基づき、「1.申請資格」③を満たしているかどうか、「6.選考」に定める業績を挙げる見込みがあるかどうかを判断しますので、十分に記載してください。	全員提出	全員提出
スカラネット入力下書き用紙 ※本用紙は返却しません。必ず手元に控えとしてコピーを保存しておいてください。 ※「スカラネット入力下書き用紙記載例」に従い記入してください。	全員提出	全員提出
申請者及び生計維持者（父母2名）の令和5年度課税証明書又は非課税証明書（全員の市町村民税所得割が0円であるもの。） ※日本学生支援機構給付奨学生以外のみ提出してください。	該当者のみ	
下記のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構給付奨学生証のコピー及び令和5年12月分の給付奨学金の振込が分かる通帳のコピー（口座名義及び当該取引が分かるページ） ・申請者及び生計維持者（父母2名）の令和5年度課税証明書又は非課税証明書（全員の市町村民税所得割が0円であるもの。） ※申請時点で高等教育の修学支援新制度の適用者でありながら、何らかの事由により日本学生支援機構給付奨学金の給付を受けず、授業料減免のみ受けている者は、事前に学生支援・社会連携課経済支援係までご連絡ください。		全員提出
出身大学、出身高等専門学校等の成績証明書（申請時点で最新のもの） ※評価の基準（秀：100～90点、優：89～80点、良：79～70点、可：69～60点 等）が記載された物を提出してください。成績証明書に評価の基準の記載が無い場合、評価の基準が分かる学則や履修規則の該当箇所のコピーを提出してください。		全員提出

※申請書類を確認した結果、上記の他、個別に書類の追加提出を求める場合があります。

6. 選考

選考は、京都工芸繊維大学日本学生支援機構返還免除学内選考委員会が行います。

提出された申請書に基づき、大学院進学後、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年3月31日文部科学省令第23号）第36条各号に定める業績について十分な成果を挙げる見込みがあると認められるかどうか、及び学部在籍時の学業成績により選考します。

(参考) 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令 抜粋

第36条 令第8条第2項の文部科学省令で定める業績は、次の各号に掲げる業績とする。

- 1 学位論文その他の研究論文
- 2 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条第1項に定める特定の課題についての研究の成果
- 3 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果
- 4 著書、データベースその他の著作物（第1号及び第2号に掲げるものを除く。）
- 5 発明
- 6 授業科目の成績
- 7 研究又は教育に係る補助業務の実績
- 8 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- 9 スポーツの競技会における成績
- 10 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績
- 11 その他機関が定める業績

7. 選考結果の通知

令和6年4月頃、申請者全員に対し、大学から日本学生支援機構への推薦結果をメールにて通知予定です。

その後、推薦された者に対しては、令和6年7月頃、日本学生支援機構より採否通知が届き次第、最終的な選考結果をメールにより通知予定です。（大学が推薦しても、返還免除内定者として採用されない場合があります。）

8. 中間評価

内定者となった者については、年に1回中間評価を行い、内定者として相応しい成績を挙げているかどうか確認します。修業年限内に課程を修了する見込がない等、学業成績不振などにより、内定を取り消される場合があります。

9. 内定者の身分の取消し

申請の結果、返還免除の内定者として決定された者が、以下に該当することとなった場合、内定者としての効力が失われます。

- ・申請書類に虚偽があったことが判明した場合。
- ・令和6年4月に本学大学院工芸科学研究科 博士前期課程に進学しなかった場合。
- ・日本学生支援機構第一種奨学金の予約採用又は令和6年春の在学採用へ申請しなかった場合、又は、申請したが不採用となった場合。
- ・内定者が、懲戒処分により奨学金の交付に係る「停止」又は「廃止」の処置を受けた場合。
- ・博士前期課程における貸与終了年度に、返還免除申請を行わなかった場合。

10. 大学院修士段階（博士前期課程）における「授業料後払い制度」※概要は[こちら](#)参照。

令和6年度から大学院修士段階（博士前期課程）における「授業料後払い制度」が創設されます。本制度も特に優れた業績による返還免除の対象となりますが、[内定制度について](#)は、令和6年4月入学予定者に限り対象外となります。

【問合せ先】

京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課 経済支援係
〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地
TEL: 075-724-7143 E-mail: shogaku@jim.kit.ac.jp

